

横浜市記者発表資料

令和8年3月13日
教育委員会事務局
西部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 概要及び処分内容

所 属	中学校
被 処 分 者	教諭（臨時的任用職員・男性・20代）
処 分 日	令和8年3月13日（金）
処 分 内 容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・嚴重注意
概 要	当該教諭は、令和7年7月頃、自宅において、18歳未満の被害者に対しわいせつな行為を行った。

2 西部学校教育事務所長コメント

本市教育行政への市民の皆様の信頼を損なってしまったことについて、改めて深くお詫び申し上げます。当該教諭の行為は、極めて問題のあるものであり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。今回の事案を厳粛に受け止め、教職員への指導等を一層徹底し、信頼回復に向けて、教育委員会一丸となって全力で再発防止に取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 西部学校教育事務所 教育総務課 Tel 045-336-3732